

経 済 産 業 省

2 0 2 0 0 5 2 5 貿 局 第 1 号
輸 出 注 意 事 項 2 0 2 0 第 2 2 号
経 済 産 業 省 貿 易 経 済 協 力 局

「包括輸出承認取扱要領について」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年6月1日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「包括輸出承認取扱要領について」の一部改正について

「包括輸出承認取扱要領について」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）

改 正 後	現 行
1 (略) 2 一般包括輸出承認 (1)・(2) (略) (3) 一般包括輸出承認の範囲 (略) ①・② (略) ③ 麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに<u>覚醒剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）（以下「覚取法」という。）第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造用途以外に使用する貨物の輸出 (4) 一般包括輸出承認の申請手続 (略) ① 書面による申請の場合 (略) (イ) (略) (ロ) 申請理由書（様式1a） 1通 ※ (略) ※「一般包括輸出承認により予定される輸出の概要」の欄：申請時点で予定又は想定される一般包括輸出承認に基づき行われる輸出取引の概要を具体的に記載する。特に、輸出される貨物（規制物質）の名称、当該貨物の最終用途の他、輸入者、荷受人、需要者等に関して、名称、所在国（地域）、事業者概要を記載する。また、これらの輸出を行うにあたり、輸出される貨物の用途が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに<u>覚取法</u>第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造用途以外に使用されるものであることの確認の方法について記載する。 ※ (略) (ハ)・(ニ) (略) (注1)・(注2) (略) ② (略) (5)・(6) (略)	1 (略) 2 一般包括輸出承認 (1)・(2) (略) (3) 一般包括輸出承認の範囲 (略) ①・② (略) ③ 麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに<u>覚せい剤取締法</u>（昭和26年法律第252号）（以下「覚取法」という。）第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造用途以外に使用する貨物の輸出 (4) 一般包括輸出承認の申請手続 (略) ① 書面による申請の場合 (略) (イ) (略) (ロ) 申請理由書（様式1a） 1通 ※ (略) ※「一般包括輸出承認により予定される輸出の概要」の欄：申請時点で予定又は想定される一般包括輸出承認に基づき行われる輸出取引の概要を具体的に記載する。特に、輸出される貨物（規制物質）の名称、当該貨物の最終用途の他、輸入者、荷受人、需要者等に関して、名称、所在国（地域）、事業者概要を記載する。また、これらの輸出を行うにあたり、輸出される貨物の用途が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに<u>覚取法</u>第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造用途以外に使用されるものであることの確認の方法について記載する。 ※ (略) (ハ)・(ニ) (略) (注1)・(注2) (略) ② (略) (5)・(6) (略)

(7) 一般包括輸出承認の変更

(略)

① 書面により一般包括輸出承認を受けた者

(略)

(イ) (略)

(ロ) 申請理由書 (様式 1 a) 1 通

※ (略)

※「一般包括輸出承認により予定される輸出の概要」の欄：申請時点で予定又は想定される一般包括輸出承認に基づき行われる輸出取引の概要を具体的に記載する。特に、輸出される貨物（規制物質）の名称、当該貨物の最終用途の他、輸入者、荷受人、需要者等に関して、名称、所在国（地域）、事業者概要を記載する。また、これらの輸出を行うにあたり、輸出される貨物の用途が麻向法第 2 条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第 2 条に規定する覚醒剤の製造用途以外に使用されるものであることの確認の方法について記載する。

※ (略)

(ハ)・(ニ) (略)

(注) (略)

② (略)

(8)・(9) (略)

3・4 (略)

別紙 1 (略)

別紙 2

表 1 一般包括輸出承認の条件

一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用
(1) (略)	(略)
(2) 一般包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻向法第 2 条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第 2 条に規定する <u>覚醒剤</u> の製造に用いられないことを、あらかじめ経済産業	

(7) 一般包括輸出承認の変更

(略)

① 書面により一般包括輸出承認を受けた者

(略)

(イ) (略)

(ロ) 申請理由書 (様式 1 a) 1 通

※ (略)

※「一般包括輸出承認により予定される輸出の概要」の欄：申請時点で予定又は想定される一般包括輸出承認に基づき行われる輸出取引の概要を具体的に記載する。特に、輸出される貨物（規制物質）の名称、当該貨物の最終用途の他、輸入者、荷受人、需要者等に関して、名称、所在国（地域）、事業者概要を記載する。また、これらの輸出を行うにあたり、輸出される貨物の用途が麻向法第 2 条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第 2 条に規定する覚せい剤の製造用途以外に使用されるものであることの確認の方法について記載する。

※ (略)

(ハ)・(ニ) (略)

(注) (略)

② (略)

(8)・(9) (略)

3・4 (略)

別紙 1 (略)

別紙 2

表 1 一般包括輸出承認の条件

一般包括輸出承認の条件	承認条件の適用
(1) (略)	(略)
(2) 一般包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻向法第 2 条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第 2 条に規定する <u>覚せい剤</u> の製造に用いられないことを、あらかじめ経済産	

大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。 (3)～(4) (略) (5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。 ①輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する <u>覚醒剤</u> の製造に用いられる場合 ②輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する <u>覚醒剤</u> の製造に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合 ③ (略) (6)・(7) (略)	(略) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する <u>覚醒剤</u> の製造に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に関係する者から連絡を受けた場合を指す。	業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。 (3)・(4) (略) (5) 以下のいずれかに該当する輸出については、一般包括輸出承認は効力を失う。 ①輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する <u>覚せい剤</u> の製造に用いられる場合 ②輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する <u>覚せい剤</u> の製造に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合 ③ (略) (6)・(7) (略)	(略) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する <u>覚せい剤</u> の製造に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に関係する者から連絡を受けた場合を指す。
--	---	---	--

表2 特定包括輸出承認の条件

特定包括輸出承認の条件	承認条件の適用
(1) (略) (2) 特定包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する <u>覚醒剤</u> の製造に用いられないことを、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。 (3)・(4) (略) (5) 以下のいずれかに該当する輸出については、特定包括輸出承認は効力を失う。 ①輸出される貨物が麻向法第2条に規定	(略) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定

表2 特定包括輸出承認の条件

特定包括輸出承認の条件	承認条件の適用
(1) (略) (2) 特定包括輸出承認に基づき輸出を行う際は、当該輸出される貨物の用途について、当該輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する <u>覚せい剤</u> の製造に用いられないことを、あらかじめ経済産業大臣に登録した統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、確認すること。 (3)・(4) (略) (5) 以下のいずれかに該当する輸出については、特定包括輸出承認は効力を失う。 ①輸出される貨物が麻向法第2条に規定	(略) 「用いられる場合」とは、輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定

する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造に用いられる場合 ②輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚醒剤</u>の製造に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合 ③（略） （6）・（7）（略）	する<u>覚醒剤</u>の製造に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に関係する者から連絡を受けた場合を指す。	する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造に用いられる場合 ②輸出される貨物が麻向法第2条に規定する麻薬及び向精神薬並びに覚取法第2条に規定する<u>覚せい剤</u>の製造に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けた場合 ③（略） （6）・（7）（略）	する<u>覚せい剤</u>の製造に使用されることとなる旨、その取引に関する契約書又は取引を行おうとする者が入手した文書において記載されている場合や、輸入者その他取引に関係する者から連絡を受けた場合を指す。
以下略		以下略	